

CHANGE

発行責任者 細田 正樹

発行編集者 教 宣 部

さあ 次の業務委員会ではどう答えるのか？ それとも開催しない？！

9月14日、関西支社と JR 東海労新幹線関西地本で「基本的な労使関係等に関する申し入れ」について業務委員会を開催しました。

この中で大阪車両所分会として注目したのは申し入れの「5、安全の確保は鉄道で働く者にとって最大の命題であり、労使間においても同様であることは疑いようがない。安全の確保のためには労使の協力は不可欠と認識する。よって事故や故障が発生した場合、組合に速やかに概況や状況についての情報等を明らかにし安全の確立に向けての労使協議を行うこと。」の質問に対し、会社は「協約に基づき適切に対応している」と回答しました。

その後のやり取りで「安全の確保は鉄道で働く者にとって最大の命題であり、労使間においても同様であることは疑いようがない。安全の確保のためには労使の協力は不可欠と認識する。」ということには会社も賛同しました。また、やり取りの中で「関連会社との契約不履行なら指導する」とも回答しました。

JR 東海労新幹線関西地本は大阪車両所分会から上がった申し入れを業務委員会終了後に「直前横断防止について」の緊急申し入れと「夜間前面洗い中止についての申し入れ」を提出しました。

「夜間前面洗い中止についての申し入れ」

大阪仕業検査車両所では、8月10日から夜間に入庫する新幹線電車の前面洗いが中止となっている。しかし、会社は社員に前面洗い中止の理由を具体的に明らかにしていない。前面洗い中止により、乗務員の視界不良になる危険性がある。また、汚れた車両を出すことはお客様へのサービス低下につながると考える。

よって以下のように申し入れますので、早急に労使協議の場の設定をお願いします。

記

- 1、夜間前面洗い中止の理由を明らかにされたい。
- 2、JR 東海と関西新幹線サービックとどのような契約となっているのか明らかにされたい。

- 3, 前面洗い中止により、乗務員の視界不良になる危険性について会社はどのように考えているのか明らかにされたい。
- 4, 汚れた車両を出すことのお客様へのサービス低下について会社はどのように考えているのか明らかにされたい。
- 5, 今後も前面洗い中止になることがあるのか明らかにされたい。
- 6, 理由が要員不足というのならば、希望する専任社員の65歳以降も継続し従事できるようにされたい。

「直前横断防止について」の緊急申し入れ

大阪仕業検査車両所で、9月2日に直前横断が発生した。

直前横断は過去、何度も繰り返されており、組合としても重大な問題と認識している。

しかし会社は直前横断発生たびに社員や関連会社に注意喚起や指差確認喚呼の徹底、ビデオカメラや看板等の設置等で個人に対する安全啓発を行ってきた。

しかし、「直前横断撲滅」には至っていない。触車したら生死にかかわる重大事故となる事は明らかであり、個人に対する安全啓発だけで済まされる問題ではない。

よって「直前横断防止」のために、以下のように申し入れるので、早急に労使協議の場の設定すること。

記

- 1, 9月2日に発生した直前横断について詳細を明らかにすること。
- 2, 今後、会社は「直前横断防止」についてどのような対策を検討しているのか、明らかにすること。
- 3, 個人に対する安全啓発だけでなく、遮断機や信号、警報音などハード面についても設置すること。

さあ、安全に関わる問題を労使で解決するように

業務委員会で真摯に議論しましょう！！